

製造業安全対策官民協議会 向殿 SWG
今後の進め方 (案)

1. 概要

第3回までに実施した「リスクアセスメントに関する調査」の分析結果を踏まえ、第4回以降はリスクアセスメントの具体的実施事項について、RAをより効果的なものとする観点から役に立つ共通的な／標準的な手法（共通手法）を検討、開発する。

段取として、

- ① RA実施事項の中から、共通手法の検討対象を選定する（年2項目程）
- ② 選定された項目について、取組事例等を踏まえ共通手法を検討、開発する
検討、開発は、SWGで議論する。なお、検討項目・内容によって必要に応じ小グループを構成して意見集約や整理等を行う。

2. 今後のスケジュール

1月16日 SWGメンバーに対して、希望する検討対象を提案していただくよう依頼。

2月 7日 第4回SWG。

- ① 検討対象を選定。（別紙の中から2項目）
- ② 検討の進め方の議論（各団体から取組事例の提供依頼）

6月上旬 第5回SWG。

検討事項ごとの議論。

7月下旬 第6回SWG。

検討事項ごとの議論

9月初旬 第7回SWG。

検討状況を踏まえ、横浜大会での発表事項の検討

※横浜大会 10月17日～19日

11月上旬 第8回SWG。

- ① 次の検討対象を選定。（別紙の中から、議論済み以外の2項目）
- ② 検討の進め方の議論（各団体から取組事例の提供依頼）

検討に当たっての段取りについては、別資料。

平成 30 年 1 月 16 日

製造業安全対策官民協議会
サブワーキンググループ（向殿チーム）構成員 各位

協議会事務局（中災防技術支援部）

リスクアセスメント共通手法の項目（テーマ）の選定について
（おねがい）

時下、益々、ご清栄のこと、お慶び申し上げます。

さて、製造業安全対策官民協議会サブワーキンググループ（向殿チーム）につきまして、第4回以降は、リスクアセスメントの具体的実施事項について、RAをより効果的なものとする観点から役に立つ共通的な／標準的な手法を検討してまいります。

開発する共通手法は、RA手順の全てを網羅する必要はなく、肝となるポイントポイントについて、順次、作っていきます。この際、1年間で全て作成するのではなく、年に2項目ごとに検討、作成し、数年で全体が出来上がるイメージです。

検討項目は、以下の要領にて構成員のニーズの高いものを選びます。つきましては、検討を希望する項目を下記の候補の中からお選びいただき、それを別紙様式により、事務局あて提出いただきますよう、お願い申し上げます。

提出期限：1月26日（金）

- ※1 SWGご出席者単位（一団場で複数者が出席されている場合は当該人数）でのご回答で差し支えありません。会員企業等に調査される必要はありません。
- ※2 下記の候補（大項目。1.、2.、・・・7.）から、「検討を希望する項目」を二つまで選択してください。
さらに、選択した検討項目の中から、特に重点としたい項目（小項目。①、②、・・・）を任意に選択してください。
選択した大項目、小項目、選択理由を別紙様式に記入してご提出ください。
なお、具体的な希望事項があればこれ以外でも差し支えありません。
- ※3 検討は、各社で実施しているRAのマニュアルや様式、実例等を持ちより、好事例をあつめて共通手法を作っていくイメージで考えています。
検討の結果、共通手法の開発が難しい場合は効果的な事例をとりまとめます。
- ※4 下記の候補は、第3回SWGの資料3から「労働災害発生率が低いほど実施率が高い」結果となった項目を基に作成したものです。また、神戸大会での特別セッションでの発表内容も参考にしています。

記

1. RAの実施時期等（資料3の3（1）～（3）関係）

- ① 「作業方法を変更するとき」、「設備を変更するとき」、「労働者の入れ替わり等によりリスクの変化が生じたとき」、「機械設備等の経年によりリスクの変化が生じたとき」の基準（どの程度変化したとき）、頻度など。
（RAを実施するか否かの判断／見極め材料（情報）として何が効果的か、どの様に活用するか、など。）
- ② 「設備の解体、破棄等」、「突発保全時」、「定期保全時」、「異常処置時」のRA対象範囲の設定方法、実施方法など。
- ③ 設備の老朽化に対するRAの方法など。（委託研究の結果を踏まえ検討）

2. RA実施の管理（資料3の3（4）～（8）関係）

- ① 事業場トップの関与・参画の仕方など。
（事業場全体のRA活性化／改善の観点から、事業場トップ・経営層は、具体的にRAのどのタイミングでどのような関与・参画をすればよいか。
事業場トップ・経営層が積極的に関与・参画する／できるためには、どのようにすれば／環境を整えればよいか、など。）
- ② 設備・保全部門、生産管理部門をRAに参画させるための方法など。
- ③ RA実施者に対する教育の実施方法、内容など。
- ④ RA実施マニュアルの作成・更新方法、マニュアルに基づく実施状況の確認方法など。

3. RAに使用する情報（資料3の3（9）から（11）関係）

- ① 「混在作業における危険性、複数の事業者による同時産業の実施状況」などのRA実施に当たり活用する情報の入手方法（入手先）、入手する内容など。
入手した情報の活用方法など。
- ② メーカーへのRAの確認方法、確認する内容など。

4. リスク見積もり（資料3の3（11）から（14）関係）

- ① ハザードの同定に当たって用いているハザード分類表（一覧）の活用方法など。
- ② より客観的、効果的、現実的にリスクを見積もる「数値化法」の方法など。
- ③ 「予見可能な意図的な誤使用又は危険行動の可能性」を考慮する方法など。
（ルールや作業手順を遵守しない等の行動に対して、どのような行動まで対象とすれば効果的か、具体的にどの様にしてリスクを見積もるか。
またリスク低減対策として、より効果的な方策はないか、効果的な方策の優先順位、など）。
- ④ 「受容れ可能なリスク」の基準の設定方法など。

5. リスク低減措置の決定（資料3の3（15）～（20）、（25））

- ① 「経験の浅い労働者」「日本語が通じない労働者」「高年齢労働者」などを考慮する具体的方法など。
- ② 設備的方策のリスク再評価（再見積）の方法（実施者、タイミング）など。
- ③ 低減措置の決定方法（決定権者、基準）など。（2. ①とも関連）
- ④ 設備更新の判断方法（判断権者、基準）など。（委託事業結果を踏まえて検討）
- ⑤ 設備更新の代替措置の選定方法（基準、判断権者）など。
- ⑥ 設備的方策が実施される迄の進行管理の方法など。（老朽化対策と合わせて検討）。

6. 残留リスク対策等（資料3の3（17）、（21）～（24）、（26））

- ① 残留リスクに対する管理的方策の選定方法（基準、判断権者）、実施部署等への通知方法など。
（設備的方策を行うことが困難な残留リスクについて、どのような管理的方策が考えられ、どのように選択／優先すればよいか、など。）
- ② 管理的方策の実施状況の確認方法（確認者、時期、内容）など。
- ③ RA結果の記録の方法（内容、保存方法、期限）など。
- ④ 労働災害が発生したときに実施するRA結果の再検討の方法など。

7. 関係請負人への支援（資料3の3（29）から（33））

- ① 関係請負人が行う仕事に対する元請の（RAに関する）関与の方法など。
（リスクの下請、たらいまわしとしないために、自社のリスク管理手法（RA）の何を、どのような方法で、どの機会に関係請負人、更には系列会社、サプライチェーンに浸透させるか。）
- ② 関係請負人に対するRA結果の提供方法、内容など。
- ③ 関係請負人に対するRAの支援方法、内容など。

以上